家庭用品品質表示法

ハンドブック

繊維製品

合成樹脂加工品

電気機械器具

雑貨工業品

消費者庁　経済産業省

はじめに

私たちの日常生活においては、さまざまな家庭用品が使われています。

このような家庭用品について、一般消費者が購入したり使用したりする際に、その品質を正しく理解することが必要であり、品質、性能、取り扱い方法などについて正しく表示されていることが求められます。

そこで定められているのが、「家庭用品品質表示法」です。これは、一般消費者が日常で使用する家庭用品を対象として、商品の品質等について事業者が表示すべき事項や表示方法を定めたもので、消費者が商品の購入に際して適切な情報を提供されることを目的としています。

そして、一般消費者の方々及び事業者の方々に、この法律について正しく理解していただくことを目的として作成したのがこの「家庭用品品質表示法ハンドブック」です。

どうぞご活用ください。

目　次

1 家庭用品品質表示法の目的

2 家庭用品品質表示法のしくみ

3 繊維製品の表示

4 合成樹脂加工品の表示

5 電気機械器具の表示

6 雑貨工業品の表示

7 ホームページのご案内

8 お問い合わせ先

1 家庭用品品質表示法の目的

家庭用品品質表示法は、消費者が日常使用する家庭用品について、品質に関し表示すべき事項やその表示方法等を定めて、それらの品目の品質表示を適正でわかりやすくすることにより消費者の利益を保護することを目的としています（法第 1 条）

2 家庭用品品質表示法のしくみ

①対象品目の指定（法第 2 条）

通常生活に使用されている繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品のうち、消費者がその購入に際して品質を識別することが困難で、特に品質を識別する必要性の高いものが「品質表示の必要な家庭用品」として、政令により指定されることになっています。

②表示を行う者（法第 2 条）

表示を行う者は、製造業者、販売業者、又はこれらから表示の委託を受けて行う表示業者となっています。

③表示の標準（法第 3 条）

対象品目として指定されたものには、統一した表示のあり方（表示の基準）が定められています。具体的には、成分、性能、用途、取扱い上の注意などの表示すべき事項（表示事項）と、表示する上で守らなければならない事項（遵守事項）が品目ごとに定められています。

④指示・公表（法第 4 条）

内閣総理大臣又は経済産業大臣は、表示をしなかったり、表示の標準どおりの表示をしない事業者があった場合、決められた表示をするよう「指示」することができます。
この指示に従わない場合は、その事業者の名称、表示を行っていない事実や不適正な表示を行っている事実を一般に「公表」することができます。

⑤監督指導（法第 19 条）

この法律の徹底を図るため、内閣総理大臣又は経済産業大臣は、事業者に対し、立入検査や報告徴収などを行うことができます。
なお、立入検査などの権限は経済産業局、都道府県に委任されています。

3 繊維製品の表示

1 対象品目と表示事項

品目			表示事項			付記事項
			繊維の組成	家庭洗濯等取扱い方法	はっ水性（※4）	表示者名及び連絡先
1	糸（※1）		○	−	−	○
2	織物、ニット生地、レース生地（上記1に掲げる糸を製品の全部又は一部に使用して製造したものに限る。）		○	−	−	○
3	衣料品等（※2）	(1) 上衣	○（※5）	○	−	○
		(2) ズボン	○	○	−	○
		(3) スカート	○	○	−	○
		(4) ドレス及びホームドレス	○	○	−	○
		(5) プルオーバー、カーディガン、その他のセーター	○	○	−	○
		(6) ワイシャツ、開襟シャツ、ポロシャツその他のシャツ	○	○	−	○
		(7) ブラウス	○	○	−	○
		(8) エプロン、かっぽう着、事務服及び作業服	○	○	−	○
		(9) オーバーコート、トップコート、スプリングコート、レインコート、その他のコート ／ 特定織物（※3）のみを表生地に使用した和装用のもの	○（※5）	−	○	○
		(9) オーバーコート、トップコート、スプリングコート、レインコート、その他のコート ／ その他のもの	○（※5）	○	○	○
		(10) 子供用オーバーオール及びロンパース	○	○	−	○
		(11) 下着 ／ 繊維の種類が1種類のもの ／ なせん加工品	○	○	−	○
		(11) 下着 ／ 繊維の種類が1種類のもの ／ その他	○	−	−	○
		(11) 下着 ／ 特定織物（※3）のみを表生地に使用した和装用のもの	○	−	−	○
		(11) 下着 ／ その他のもの	○	○	−	○
		(12) 寝衣	○	○	−	○
		(13) 靴下	○	−	−	○
		(14) 足袋	○	−	−	○
		(15) 手袋	○	−	−	○
		(16) ハンカチ	○	−	−	○
		(17) 毛布	○	○	−	○
		(18) 敷布	○	○	−	○

品目		表示事項			付記事項
		繊維の組成	家庭洗濯等取扱い方法	はっ水性	表示者名及び連絡先
(19)タオル及び手ぬぐい		○	–	–	○
(20)羽織及び着物	特定織物(※3)のみを表生地に使用した和装用のもの	○	–	–	○
	その他のもの	○	○	–	○
(21)マフラー、スカーフ及びショール		○	–	–	○
(22)ひざ掛け		○	○	–	○
(23)カーテン		○	○	–	○
(24)床敷物(パイルのあるものに限る。)		○	–	–	○
(25)上掛け(タオル製のものに限る。)		○	○	–	○
(26)ふとん		○	–	–	○
(27)毛布カバー、ふとんカバー、まくらカバー及びベッドスプレッド		○	○	–	○
(28)テーブル掛け		○	–	–	○
(29)ネクタイ		○	–	–	○
(30)水着		○	–	–	○
(31)ふろしき		○	–	–	○
(32)帯		○	–	–	○
(33)帯締め及び羽織ひも		○	–	–	○

※1.糸の全部または一部が綿、毛、絹、麻(亜麻及び苧麻に限る。)、ビスコース繊維、銅アンモニア繊維、アセテート繊維、プロミックス繊維、ナイロン繊維、ビニロン繊維、ポリ塩化ビニリデン系合成繊維、ポリ塩化ビニル系合成繊維、ポリアクリルニトリル系合成繊維、ポリエステル系合成繊維、ポリエチレン系合成繊維、ポリプロピレン系合成繊維、ポリウレタン系合成繊維、ポリクラール繊維及びガラス繊維であるものに限る。

※2.1に掲げる糸や2に掲げる織物、ニット生地またはレース生地を製品の全部または一部に使用して製造しまたは加工した繊維製品(電気加熱式のものを除く。)に限る。

※3.「特定織物」とは、組成繊維中における絹の混用率が50%以上の織物又はたて糸若しくは、よこ糸の組成繊維が絹のみの織物をいう。

※4.「はっ水性」の表示は、レインコート等はっ水性を必要とするコート以外の場合は必ずしも表示をする必要はない。

※5.詰物を使用しているものについては、表生地、裏生地及び詰物(ポケット口、ひじ、衿等の一部に衣服の形状を整えるための副資材として使用されている物を除く。)を表示する。

2 表示事項について

繊維の組成

繊維の名称を示す用語が「繊維製品品質表示規程」で定められています。(指定用語)
指定用語に混用率を併記して表示します。

繊維の名称を示す用語

繊維		指定用語 表示名
綿		綿
		コットン
		COTTON
毛	羊毛	毛
		羊毛
		ウール
		WOOL
	アンゴラ	毛
		アンゴラ
	カシミヤ	毛
		カシミヤ
	モヘヤ	毛
		モヘヤ
	らくだ	毛
		らくだ
		キャメル
	アルパカ	毛
		アルパカ
	その他のもの	毛
絹		絹
		シルク
		SILK
麻(亜麻及び苧麻に限る。)		麻
ビスコース繊維	平均重合度が450以上のもの	レーヨン
		RAYON
		ポリノジック
	その他のもの	レーヨン
		RAYON
銅アンモニア繊維		キュプラ
アセテート繊維	水酸基の92%以上が酢酸化されているもの	アセテート
		ACETATE
		トリアセテート
	その他のもの	アセテート
		ACETATE
プロミックス繊維		プロミックス
ナイロン繊維		ナイロン
		NYLON

繊維の組成

繊　　維		指定用語 表示名
アラミド繊維		アラミド
ビニロン繊維		ビニロン
ポリ塩化ビニリデン系合成繊維		ビニリデン
ポリ塩化ビニル系合成繊維		ポリ塩化ビニル
ポリエステル系合成繊維		ポリエステル
		POLYESTER
ポリアクリルニトリル系合成繊維	アクリルニトリルの質量割合が85%以上のもの	アクリル
	その他のもの	アクリル系
ポリエチレン系合成繊維		ポリエチレン
ポリプロピレン系合成繊維		ポリプロピレン
ポリウレタン系合成繊維		ポリウレタン
ポリクラール繊維		ポリクラール
ポリ乳酸繊維		ポリ乳酸
ガラス繊維		ガラス
炭素繊維		炭素繊維
金属繊維		金属繊維
羽毛	ダウン	ダウン
	その他の羽毛	フェザー
		その他の羽毛
前各項上欄に掲げる繊維以外の繊維		「指定外繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの（ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る。）

家庭洗濯等取扱い方法

家庭における洗い方、塩素漂白の可否、アイロンの掛け方、ドライクリーニング、絞り方、干し方の表示をJIS　L0217の取扱い絵表示で表示します。（絞り方、干し方は表示者の任意）取扱い絵表示は消費者が見やすく容易に取れない方法で取り付けます。（JIS L0217 4.3）

はっ水性

はっ水性を表示する場合は「はっ水（水をはじきやすい）または「撥水（水をはじきやすい）」と表示します。

3 表示者名、連絡先及び表示方法

表示事項には表示者名（氏名又は名称）、連絡先（住所又は電話番号）を付記し、消費者の見やすい箇所にわかりやすく表示することとなっています。

4 表示例

縫い付けラベルのみで表示が行われている場合

（縫い付けラベル）

綿　100%

○○繊維（株）
TEL 03−9999−9999

縫い付けラベルと下げ札とで表示が行われている場合

（縫い付けラベル）

○○繊維（株）
TEL 03−9999−9999

＋

（下げ札）

綿　100%

○○繊維（株）
TEL 03−9999−9999

4 合成樹脂加工品の表示

1 対象品目と表示事項

品目		表示事項							付記事項	
		原料樹脂	耐熱温度	耐冷温度	容量	寸法	枚数	取扱い上の注意	表示者名	住所または電話番号
1 洗面器、たらい、バケツ及び浴室用の器具	洗面器	○	−	−	−	−	−	○	○	○
	たらい	○	−	−	○	−	−	○	○	○
	バケツ	○	−	○	○	−	−	○	○	○
	浴槽ふた	○	○	−	−	○	−	○	○	○
	浴室用の器具	○	−	−	−	−	−	○	○	○
2 かご		○	−	−	−	−	−	○	○	○
3 盆		○	○	−	−	−	−	○	○	○
4 水筒		○	○	−	○	−	−	○	○	○
5 食事用、食卓用又は台所用の器具	容量表示を必要とする容器（ごみ容器その他のふた付容器、洗いおけ、冷蔵庫用水筒、飲料用シール容器及び保冷剤を使用した容器等）	○	○	○	○	−	−	○	○	○
	容量表示を必要としない容器（皿、椀、コップ、食品用シール容器、弁当箱、ざる、はし立て、パンケース等）	○	○	−	−	−	−	○	○	○
	まな板	○	○	−	−	○	−	○	○	○
	製氷用器具	○	−	○	−	−	−	○	○	○
	その他のもの	○	○	−	−	−	−	−	○	○
6 ポリエチレンフィルム製又はポリプロピレンフィルム製の袋（フィルムの厚さが0.05mm以下で、かつ、個装の単位が100枚未満のものに限る。）		○	−	○	−	○	○	○	○	○
7 湯たんぽ		○	○	−	○（湯を入れるもの）	−	−	○	○	○
8 可搬型便器及び便所用の器具（固定式のものを除く。）		○	○	−	−	−	−	○	○	○

2 表示事項について

各品目に係る表示事項や遵守事項の詳細については、「合成樹脂加工品品質表示規程」において定められています。

原料樹脂	規程で定められた原料樹脂の種類を示す用語で表示します。
耐熱温度	JIS S2029（プラスチック製食器）の耐熱性試験を用いて行います。
耐冷温度	規程で定められた方法により試験を行います。
容量	1リットル以上の場合はリットル単位、1リットル未満はミリリットル単位で表示します。
寸法	規程に定められた方法により測定します。
枚数	ポリエチレンフィルム製、ポリプロピレンフィルム製の袋について個装の枚数を表示します。
取扱い上の注意	「火のそばに置かない旨」のほか品目別に定められた事項を表示します。

3 表示者名、連絡先および表示方法

表示事項には表示者名（氏名又は名称）、連絡先（住所又は電話番号）を付記し、合成樹脂加工品ごとに消費者の見やすい箇所にわかりやすく記載します。
取扱い上の注意の表示については、本体刻印、ラベルの貼り付け等、本体から容易に離れない方法で行います。

4 表示例

（台所用容器）

原料樹脂　ポリプロピレン
耐熱温度　120℃
耐冷温度　−20℃
容量　300ml
取扱い上の注意
・火のそばに置かないでください。
・----------
○○樹脂（株）
住所　東京都千代田区○○町○○番地

（ポリエチレンフィルム製の袋）

原料樹脂　ポリエチレン
耐冷温度　−30℃
寸法　外形400mm×500mm
　　厚さ　0.03mm
枚数　50枚
取扱い上の注意
・火のそばに置かないでください。
・----------
○○樹脂（株）
TEL　03-9999-9999

5 電気機械器具の表示

1 対象品目と表示事項

品目	表示事項									付記事項
1 電気洗濯機（水槽を有するものに限る。）	標準使用水量	外形寸法	使用上の注意	－	－	－	－	－	－	表示者名
2 ジャー炊飯器	最大炊飯容量	区分名	蒸発水量	年間消費電力量	1回当たりの炊飯時消費電力量	1時間当たりの保温時消費電力量	1時間当たりのタイマー予約時消費電力量	1時間当たりの待機時消費電力量	使用上の注意	表示者名
3 電気毛布	種類	繊維の組成	使用上の注意	－	－	－	－	－	－	表示者名
4 電気掃除機（真空式のものであって、電源として電池を使用しないものに限る。）	吸引仕事率	質量	使用上の注意	－	－	－	－	－	－	表示者名
5 電気冷蔵庫（熱電素子を使用しないものに限る。）	定格内容積	消費電力量	外形寸法	使用上の注意	－	－	－	－	－	表示者名
6 換気扇（プロペラ形の羽根を有するものに限る。）	羽根の大きさ	風量	使用上の注意	－	－	－	－	－	－	表示者名
7 エアコンディショナー（電動機の定格消費電力の合計が3kw以下、電熱装置の定格消費電力が5kw以下のものに限り、電気冷風機及び熱電素子を使用するものを除く。）	冷房能力・冷房消費電力	区分名	暖房能力（暖房のできるもの）	暖房消費電力（暖房のできるもの）	通年エネルギー消費効率	使用上の注意	－	－	－	表示者名
8 テレビジョン受信機（産業用のもの、海外からの旅行者向けのもの、受信機型サイズが10型若しくは10V型以下のもの、ワイヤレス方式のものを除く。）	年間消費電力量	区分名	受信機型サイズ	使用上の注意	－	－	－	－	－	表示者名

5 電気機械器具の表示

品目	表示事項									付記事項
9 電気ジューサー、電気ミキサー及び電気ジューサーミキサー	種類	定格容量	使用上の注意	–	–	–	–	–	–	表示者名
10 電気パネルヒーター	放熱の方式	温度調節の方式	暖房能力	熱媒体の種類	使用上の注意	–	–	–	–	表示者名
11 電気ポット	定格容量	使用上の注意	–	–	–	–	–	–	–	表示者名
12 電気ロースター	種類	焼き網の寸法	使用上の注意	–	–	–	–	–	–	表示者名
13 電気かみそり	電源方式	充電時間	乾電池の種類及び数	使用上の注意	–	–	–	–	–	表示者名
14 電子レンジ（定格高周波出力が1kw以下のものに限る。）	外形寸法	加熱室の有効寸法	区分名	電子レンジ機能の年間消費電力量	オーブン機能の年間消費電力量（オーブン機能を有するものに限る。）	年間待機時消費電力量	年間消費電力量	使用上の注意	–	表示者名
15 卓上スタンド用けい光灯器具（机等に取り付ける構造のものを除く。）	用途及び照度	蛍光ランプの形式	全光束	消費電力	エネルギー消費効率	使用上の注意	–	–	–	表示者名
16 電気ホットプレート	プレート	使用上の注意	–	–	–	–	–	–	–	表示者名
17 電気コーヒー沸器	種類	保温装置の有無	最大使用水量	使用上の注意	–	–	–	–	–	表示者名

2 表示事項について

各品目に係る表示事項や遵守事項の詳細については、「電気機械器具品質表示規程」において定められています。

3 表示者名、連絡先及び表示方法

表示事項には表示者名（氏名又は名称）を付記し、製品ごとに消費者の見やすい箇所にわかりやすく記載します。
使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示します。

4 表示例

（電気洗濯機）

標準使用水量　120ﾘｯﾄﾙ
外径寸法　幅　650mm
奥行き　385mm
高　さ　855mm
使用上の注意
・使用方法に関する注意事項
・点検・手入れに関する注意事項
・設置に関する注意事項

（株）○○電気

（電気ポット）

定格容量　1.5ﾘｯﾄﾙ
使用上の注意
・使用方法に関する注意事項
・点検・手入れに関する注意事項

（株）○○電気

6 雑貨工業品の表示

1 対象品目と表示事項

品目	表示事項									付記事項	
1 魔法瓶（中瓶にガラス製の真空二重瓶を使用したものであって卓上用のもの及び内瓶にステンレス鋼製の真空二重瓶を使用したもので主として飲用水に用い屋外に携帯するものに限る。）	品名	実容量	保温効力	材料の種類	使用上の注意	－	－	－	－	表示者名	住所または電話番号
2 かばん（牛革、馬革、豚革、羊革又はやぎ革を使用したものに限る。）	皮革の種類	手入方法、保存方法	－	－	－	－	－	－	－	表示者名★	住所または電話番号
3 洋傘	傘の生地の組成	親骨の長さ	取扱い上の注意（ビーチパラソル及びガーデンパラソルに限る）	－	－	－	－	－	－	表示者名	住所または電話番号
4 合成洗剤（研磨材を含むもの及び化粧品を除く。）、洗濯用又は台所用の石けん及び住宅用又は家具用の洗浄剤（研磨剤を含むものを除く。）	品名	成分	液性	用途	正味量	使用量の目安	使用上の注意	－	－	表示者名	住所または電話番号
5 住宅用又は家具用のワックス	品名	成分	種類	用途	正味量	使用量の目安	使用上の注意	－	－	表示者名	住所または電話番号
6 ウレタンフォームマットレス（ウレタンフォーム部分の最大の厚さが50mm以上のものに限る。）及びスプリングマットレス　ウレタンフォームマットレス	材料	構造	寸法	硬さ	復元率	外装生地の組成	使用上の注意	－	－	表示者名	住所または電話番号
6 ウレタンフォームマットレス（ウレタンフォーム部分の最大の厚さが50mm以上のものに限る。）及びスプリングマットレス　スプリングマットレス	構造	寸法	コイルスプリングの形状	コイルスプリングの数	コイルスプリングの材料の種類	詰物の材料	外装生地の組成	使用上の注意	－	表示者名	住所または電話番号
7 靴（甲に合成皮革を、本底にゴム、合成樹脂またはこれらの混合物を使用し、甲と本底を接着剤により接着したものに限る。）	甲皮として使用する材料	底材として使用する材料	底の耐油性	取扱い上の注意	－	－	－	－	－	表示者名	住所または電話番号

品目	表示事項									付記事項	
8 革又は合成皮革を製品の全部または一部に使用して製造した手袋	材料の種類	寸法	使用上の注意	–	–	–	–	–	–	表示者名★	住所または電話番号
9 机及びテーブル	外形寸法	甲板の表面材	表面加工	取扱い上の注意	–	–	–	–	–	表示者名	住所または電話番号
10 いす、腰掛け及び座いす	寸法	構造部材	表面加工	張り材	クッション材	取扱い上の注意	–	–	–	表示者名	住所または電話番号
11 たんす	寸法	表面材	表面加工	取扱い上の注意	–	–	–	–	–	表示者名	住所または電話番号
12 合成ゴム製のまな板	使用材料	耐熱温度	耐冷温度	取扱い上の注意	–	–	–	–	–	表示者名	住所または電話番号
13 革又は合成皮革を製品の全部または一部に使用して製造した上衣、ズボン、スカート、ドレス、コート及びブルオーバー、カーディガンその他のセーター	材料の種類	取扱上の注意	–	–	–	–	–	–	–	表示者名★	住所または電話番号
14 塗料	品名	色名	成分	用途	正味量	塗り面積	使用方法	用具の手入れ方法	取扱い上の注意	表示者名	住所または電話番号
15 ティシュペーパー及びトイレットペーパー	寸法	枚数	–	–	–	–	–	–	–	表示者名	住所または電話番号
16 漆又はカシュー樹脂塗料を塗った食事用、食卓用又は台所用の器具（木製のもの及び合成樹脂製のものに限る。）	品名	表面塗装の種類	素地の種類	使用上の注意	–	–	–	–	–	表示者名	住所または電話番号

6 雑貨工業品の表示

品目	表示事項									付記事項	
17 接着剤（動物系のもの及びアスファルト系のものを除く。）	種類	成分	毒性	用途	正味量	取扱い上の注意	−	−	−	表示者名	住所または電話番号
18 強化ガラス製の食事用、食卓用、又は台所用の器具	品名	強化の種類	取扱い上の注意	−	−	−	−	−	−	表示者名	住所または電話番号
19 ほうけい酸ガラス製又はガラスセラミックス製の食事用、食卓用又は台所用の器具	品名	使用区分	耐熱温度差	取扱い上の注意	−	−	−	−	−	表示者名	住所または電話番号
20 ショッピングカート	袋またはかごの寸法	質量	取扱い上の注意	−	−	−	−	−	−	表示者名	住所または電話番号
21 サングラス（視力補正用のものを除く。）	品名	レンズの材質	わくの材質	可視光線透過率	紫外線透過率	使用上の注意	−	−	−	表示者名	住所または電話番号
22 歯ブラシ（電動式のものを除く。）	柄の材質	毛の材質	毛の硬さ	耐熱温度	−	−	−	−	−	表示者名	住所または電話番号
23 食事用、食卓用又は台所用のアルミニウムはく	寸法	取扱い上の注意	−	−	−	−	−	−	−	表示者名	住所または電話番号
24 ほ乳用具	品名	材料の種類	乳首の吸い穴の形状	瓶の容量	取扱い上の注意	−	−	−	−	表示者名	住所または電話番号
25 なべ（アルミニウム製のもの、鉄製でほうろう引きのもの、ステンレス鋼製のもの及び銅製のものに限り、容量が10ℓを超えるもの及び加熱装置を有するものを除く。）	表面加工	材料の種類	寸法	満水容量	取扱い上の注意	−	−	−	−	表示者名	住所または電話番号

品目		表示事項									付記事項	
26 湯沸かし（アルミニウム製のもの、鉄製でほうろう引きのもの、ステンレス鋼製のもの及び銅製のものに限り、容量が10ℓを超えるものを除く。）		表面加工	材料の種類	満水容量	取扱い上の注意	－	－	－	－	－	表示者名	住所または電話番号
27 障子紙		製法	材料	寸法	枚数（平判式のものに限る）	－	－	－	－	－	表示者名	住所または電話番号
28 衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤		品名	成分	液性	正味量	使用方法	使用上の注意	－	－	－	表示者名	住所または電話番号
29 台所用、住宅用又は家具用の磨き剤（研磨材を含むものに限る。）	クレンザー	品名	成分	液性	用途	正味量	使用上の注意	－	－	－	表示者名	住所または電話番号
	その他の磨き剤	品名	成分	用途	正味量	使用上の注意	－	－	－	－	表示者名	住所または電話番号
30 浄水器（飲用に供する水を得るためのものであって、水道水から残留塩素を除去する機能を有するものに限る。）		材料の種類	ろ材の種類	ろ過流量	使用可能な最小動水圧	浄水能力	ろ材の取換時期の目安	使用上の注意	－	－	表示者名	住所または電話番号

★（注） 革製衣料及び革製手袋（いずれも、革100%の縫製品に限る。）、かばんにおいては、あらかじめ経済産業大臣に申請をして了承を得た品質表示者の番号を用いて表示することで、表示者名及び連絡先に代えることができます。

2 表示事項について

各品目に係る表示事項や遵守事項の詳細については、「雑貨工業品品質表示規程」において定められています。

3 表示者名、連絡先及び表示方法

表示事項には表示者名（氏名又は名称）、連絡先（住所又は電話番号）を付記し、消費者の見やすい箇所にわかりやすく表示することとなっています。
表示方法の詳細は「雑貨工業品品質表示規程」において品目ごとに定められています。

4 表示例

机及びテーブル

外形寸法　幅1800mm×奥行き970mm×高さ650mm
甲板の表面材　合成樹脂化粧繊維板（メラミン樹脂）
表面加工　ラッカー塗装
取扱い上の注意
・直射日光または熱を避ける旨
・加熱したなべ、湯沸かし等を直接置かない旨

○○○○株式会社
東京都千代田区○○町○○番地

革製衣料

材料の種類　牛革
取扱い上の注意
・色落ち、硬化または劣化に関する注意事項
・保存、手入れ方法に関する注意事項
・アイロン掛けに関する注意事項

株式会社○○○○　TEL 03-9999-9999

漆器

品名　合成漆器
表面塗装の種類　カシュー塗装
素地の種類　ポリプロピレン
使用上の注意
・使用方法の注意事項
・使用後の手入れ方法・保存方法

○○○○株式会社
東京都千代田区○○町○○番地

7 ホームページのご案内

家庭用品品質表示法　　検　索

家庭用品品質表示法について、各品質表示規程や解説、表示例等を、消費者庁のホームページでも確認できます。

アドレス ···→ http://www.caa.go.jp/hinpyo/index.html

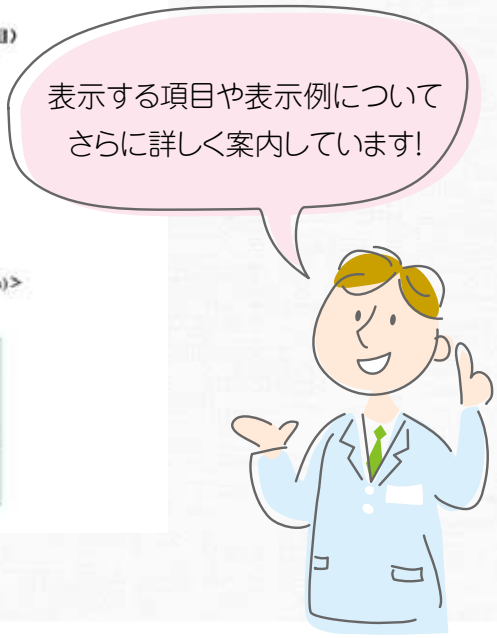

8 お問い合わせ先

消費者庁または経済産業省、お近くの
経済産業局にお問い合わせください。

消費者庁　消費者安全課

〒100-6178　千代田永田町2-11-1

TEL 03-3507-9201 直通

経済産業省　製品安全課

〒100-8901　千代田区霞が関1-3-1

TEL 03-3501-4707 直通

北海道経済産業局　製品安全室

〒060-0808　札幌市北区北8条西2-1-1

TEL 011-709-1792 直通

東北経済産業局　製品安全室

〒980-8403　仙台市青葉区本町3-3-1

TEL 022-221-4918 直通

関東経済産業局　製品安全室

〒330-9715　さいたま市中央区新都心1-1　さいたま新都心合同庁舎1号館

TEL 048-600-0409 直通

中部経済産業局　製品安全室

〒460-8510　名古屋市中区三の丸2-5-2

TEL 052-951-0576 直通

近畿経済産業局　製品安全室

〒540-8535　大阪市中央区大手前1-5-44

TEL 06-6966-6098 直通

中国経済産業局　製品安全室

〒730-8531　広島市中区上八丁堀6-30

TEL 082-224-5671 直通

四国経済産業局　製品安全室

〒760-8512　高松市サンポート3-33

TEL 087-811-8526 直通

九州経済産業局　製品安全室

〒812-8546　福岡市博多区博多駅東2-11-1

TEL 092-482-5523 直通

沖縄総合事務局　商務通商課

〒900-8530　那覇市おもろまち2-1-1　那覇第2地方合同庁舎2号館

TEL 098-866-1731 直通

2010年10月作成